

# 後期高齢者の保健事業の趣旨及び実施体制

## 後期高齢者の保健事業の趣旨 (標準的な健診・保健指導プログラム)

- 1 基本的な考え方
  - (1) 生活習慣の改善による疾病の予防というよりも、QOLの確保・介護予防が重要。
  - (2) 糖尿病等の生活習慣病の早期発見のための健康診査は重要。
- 2 健康診査
  - (1) 糖尿病等の生活習慣の早期発見のための健診であり、基本的には75歳未満の健診項目と同様。
  - (2) ただし、75歳未満の健診項目のうち、必須項目のみを実施。
    - 眼底検査、心電図等の医師の判断に基づき、実施する項目を除く。
    - 腹囲は、医師の判断に基づき実施。
    - 糖尿病、高脂血症等に代表される生活習慣病で既に受診している者については、必ずしも実施する必要はない。
- 3 保健指導

40～74歳と同様に一律に行動変容のための保健指導を行うのではなく、本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保。
- 4 地域支援事業との関係

市町村においては、受診者の負担を軽減するため、後期高齢者に対する健康診査と地域支援事業における生活機能評価を共同で実施することが望ましい。

## 健診・保健指導の実施方法

- 1 健診の実施方法
  - (1) 高齢者医療確保法に基づき、広域連合において実施(努力義務)
    - 広域連合は支部を持たず、職員数も限られる。
  - (2) 原則、市町村における介護予防の生活機能評価との共同実施。
  - (3) 市町村に委託し、市町村国保の契約の枠組みを活用する。
  - (4) 健診データ管理等は市町村国保と同様、後期高齢者についても国保連システムで対応できるように検討中。
  - (5) 糖尿病等の生活習慣病で既に受診をしている者については、必要性が薄い。
- 2 保健指導の実施方法

市町村での実施(健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応。)

重複頻回受診者への指導等、保険者機能に密接に関係する保健指導の実施体制については、別途、確保。